# 固定資産税に関するお知らせ

#### 家屋を取り壊したときの届出

家屋にかかる固定資産税は、1月1日現在に所在している家屋を対象として課税されますが、前年末までに 家屋を取り壊していても市への届出がなされていないと、引き続き課税となることがあります。家屋を取り壊 したときは、忘れずに「家屋取壊し届出書」を提出してください。

届出書は、税務課(本庁1階)、各支所地域振興課および各住民センターに備え付けてあります。

### 償却資産の申告

1月1日現在、市内に事業用資産を所有されている方には償却資産の状況を1月31日までに申告していただくことになっています。平成24年度償却資産申告書の提出を忘れていた場合は、申告書を提出してください。

#### 評価替を行いました(原子力災害の影響を反映)

#### 平成24年度固定資産の評価等

土地と家屋は、原則として基準年度に評価替え(3年ごと)を行います。前回の評価替えは平成21年度ですので、今年度が評価替えの年となります。また、土地、家屋ともに東日本大震災や原子力災害による影響を考慮して、評価替えを行っています。

平成24年度評価額の算出方法は次のようになります。

#### 宅地や宅地並み課税の土地

評価額=平成23年1月1日価額×下落修正×原子力災害減価(10%程度)×(災害減免個別補正 ※1)

なお、宅地の課税には、税負担の調整措置があり、住宅用地については税制改正により平成24年度課税から据え置きの特例の適用が負担水準90%以上(改正前は80%)まで引き上げられましたので、評価額が減少しても課税標準額が増加する場合(税額が増加する場合)があります。

※1 災害減免個別補正は、平成23年度固定資産税において土地の災害減免を受けて、平成24年1月1日時 点で未復旧の場合に限ります。

## 農地、山林等

評価額=平成23年1月1日価額×原子力災害減価(10%程度)×(災害減免個別補正 ※2)

※2 災害減免個別補正は、平成23年度固定資産税において土地の災害減免を受けて、平成24年1月1日時 点で未復旧の場合に限ります。

#### 家屋

評価額=最新基準年再建築費×面積×経年減点補正率×積雪寒冷補正率(木造のみ)

×原子力災害減価(30%程度)×(災害減免個別補正 ※3)×1点当たり価格

なお、原子力災害減価(30%程度)は補正値のため必ずしも30%程度評価額が下がるわけではありません。また、平成23年1月1日以前に建築された家屋は、上記算式により算出した評価額が平成23年度評価額を上回る場合は、平成23年度評価額に据え置かれます。

※3 災害減免個別補正は、平成23年度固定資産税において家屋の災害減免を受けて、平成24年1月1日時 点で未復旧の場合に限ります。

○問い合わせ…税務課資産税係☎(55)5086

# まつしんサンデー相談会毎週開催中

◇ローン相談会 ◇資金運用

まつしんサマーキャンペーン2012実施中 平成 24 年 6 月 1 日(金) ~ 8 月 31 日(金)

金色支店 (二本松市役所向い) 午前9時~午後4時



ナイスコミュニケーション 二本松信用金庫

詳しくはホームページ、お近くの営業店にお問い合わせください。